

# 安全点検制度の手引き

## 長期使用製品安全点検制度に関するご説明

### 長期使用製品安全点検制度

<b>1</b>	長期使用製品安全点検制度とは	1
<b>2</b>	特定保守製品とは	1
<b>3</b>	特定保守製品と法定点検について	2
<b>  1.</b>	法定点検対象製品一覧	2
<b>  2.</b>	ご使用製品の確認方法	3
<b>  3.</b>	ご使用製品の法定点検料金	4
<b>  4.</b>	法定点検の内容・訪問日時	4
<b>  5.</b>	法定点検に関するお問合せ先	4
<b>  6.</b>	点検までの流れ	4
<b>  7.</b>	設計標準使用期間について	5
<b>  8.</b>	部品の保有期間について	6
<b>  9.</b>	点検を実施できない場合	6
<b>10.</b>	免責事項	7
<b>11.</b>	よくある質問事項	7
<b>4</b>	所有者登録について	9
<b>5</b>	所有者情報の保護について	9
<b>6</b>	制度に関する義務・責務について	9
<b>7</b>	長期使用製品安全表示制度について	10

### あんしん点検（任意）

<b>1</b>	あんしん点検とは	11
<b>2</b>	あんしん点検について	11
<b>  1.</b>	対象製品一覧	11
<b>  2.</b>	あんしん点検の流れ	12
<b>  3.</b>	設計上の標準使用期間について	12
<b>  4.</b>	あんしん点検の料金	13
<b>  5.</b>	あんしん点検に関するお問合せ先	13
<b>  6.</b>	免責事項	14



# 長期使用製品安全点検制度

## 1 長期使用製品安全点検制度とは

所有者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い「特定保守製品」9品目について、経年劣化による事故を未然に防止するため、点検などの保守を適切に支援する制度です。

## 2 特定保守製品とは

屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用／プロパンガス用）

屋内式ガスふろがま（都市ガス用／プロパンガス用）

石油給湯器

石油給ふろがま

FF式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室電気乾燥機

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なもの（消費者生活用製品安全法第2条第4項）」として指定された製品です。

また、消費者生活用製品安全法についての詳細は経済産業省のホームページをご確認ください。

### 3

## 特定保守製品と法定点検について

### 1. 法定点検対象製品一覧

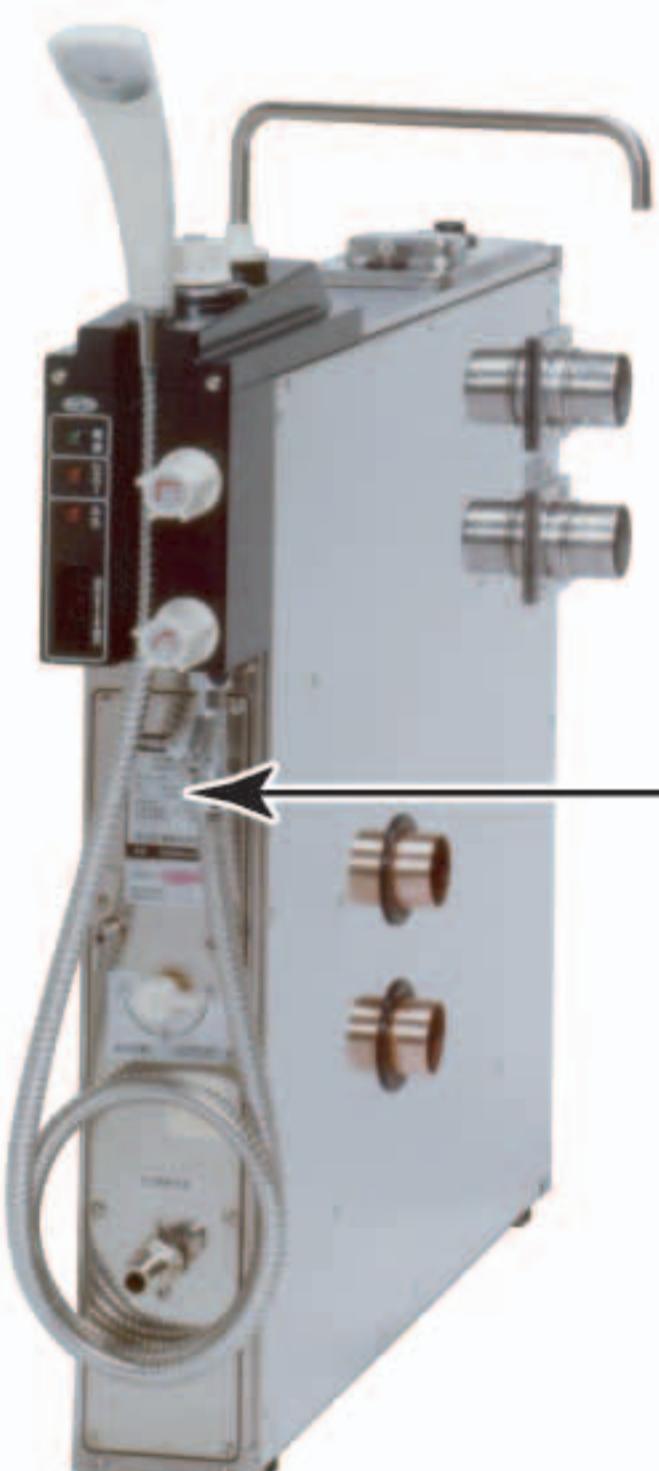
屋内式ガスふろがま

AIS-FF-II 機器外観

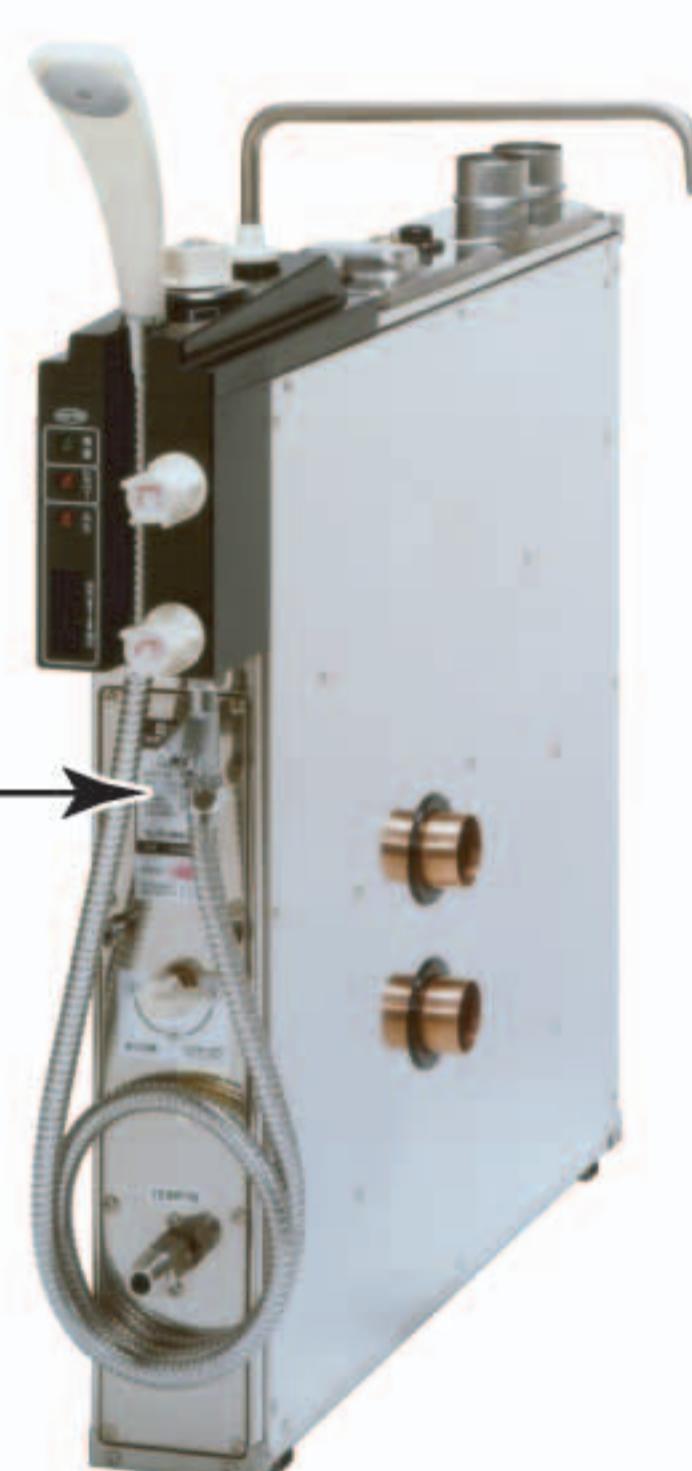


製品名及び製造年月の表示があります

KDM-FF 機器外観



KDM-FF-II 機器外観



製品名及び製造年月の表示があります

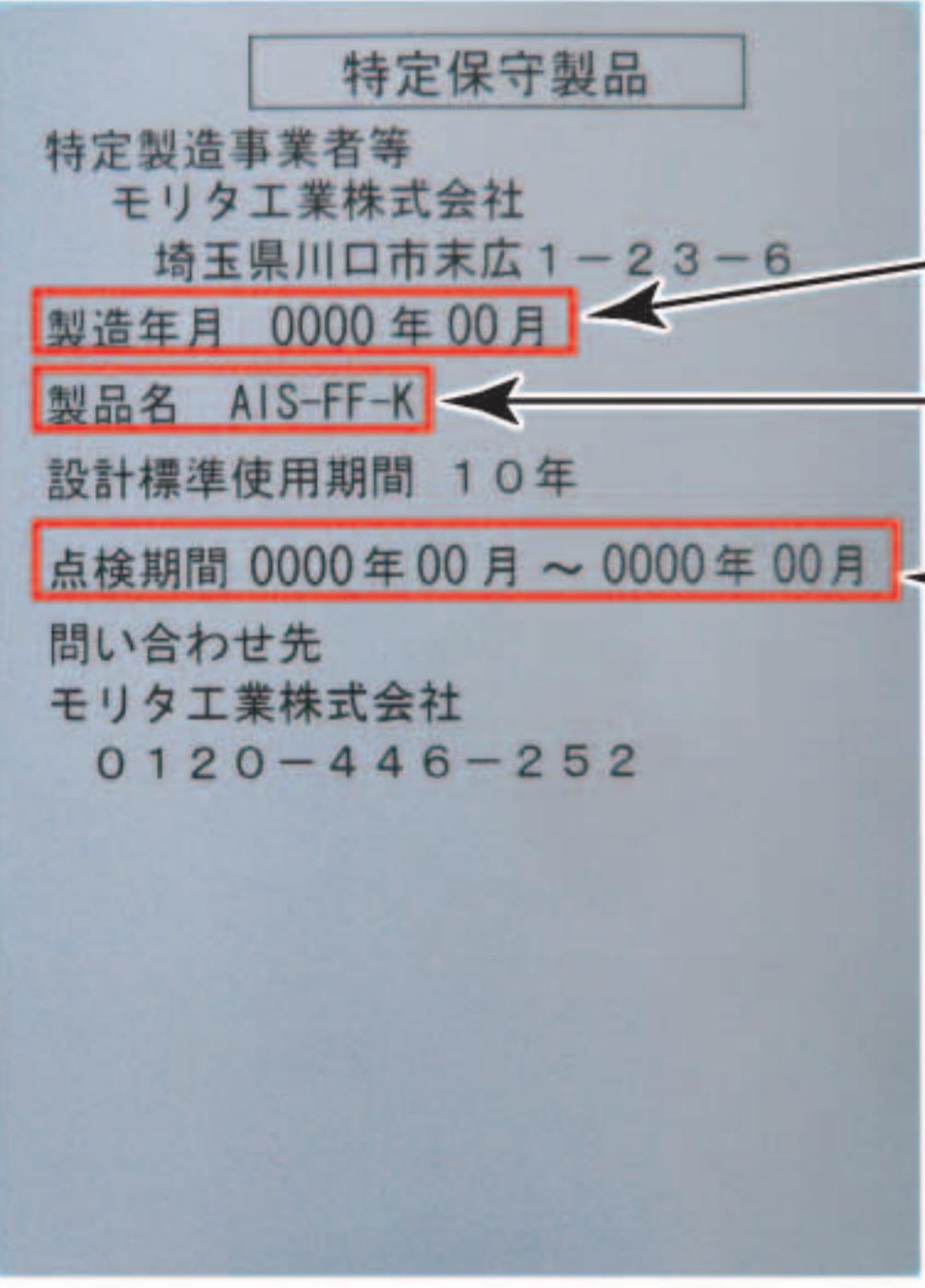
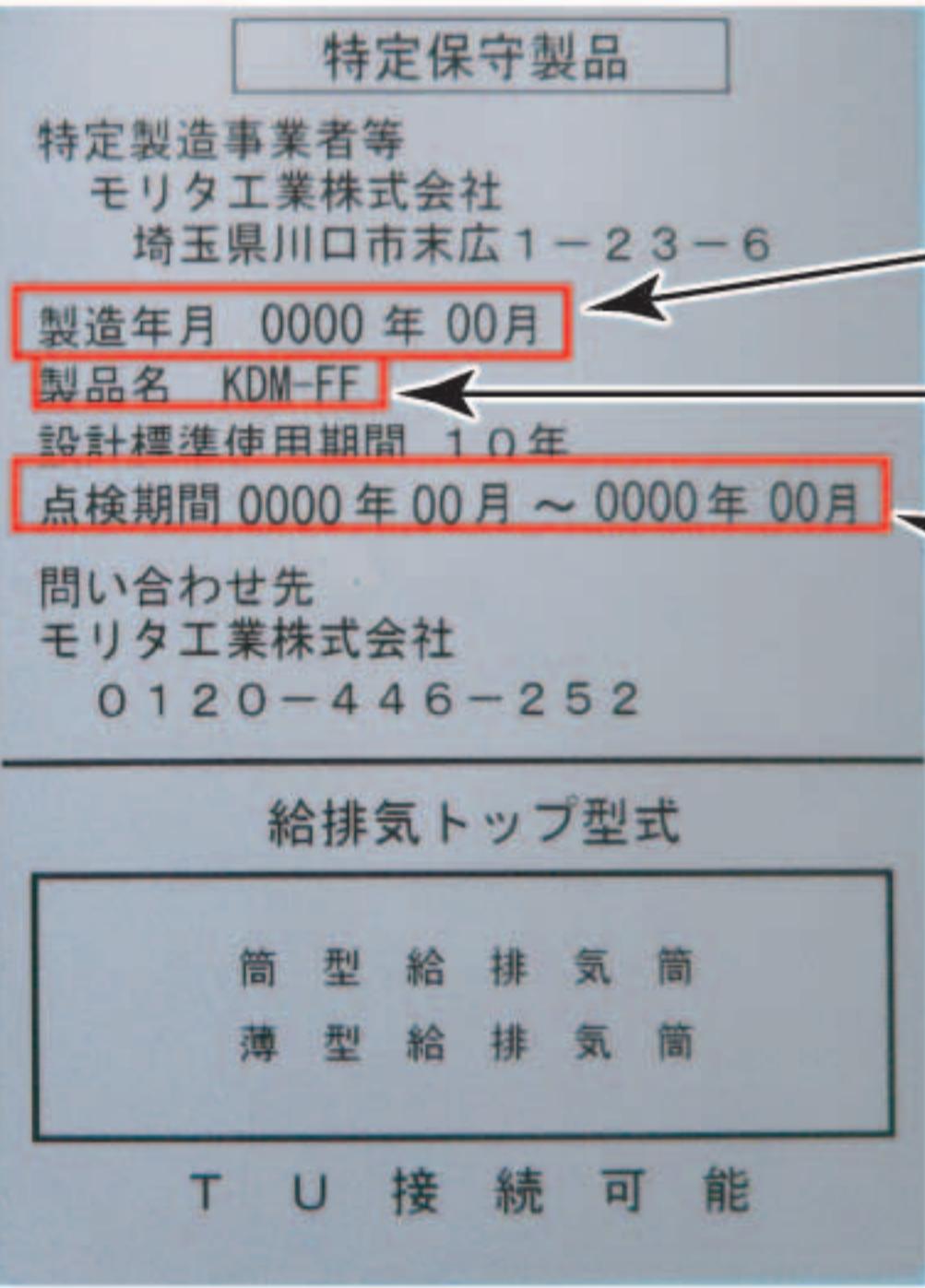
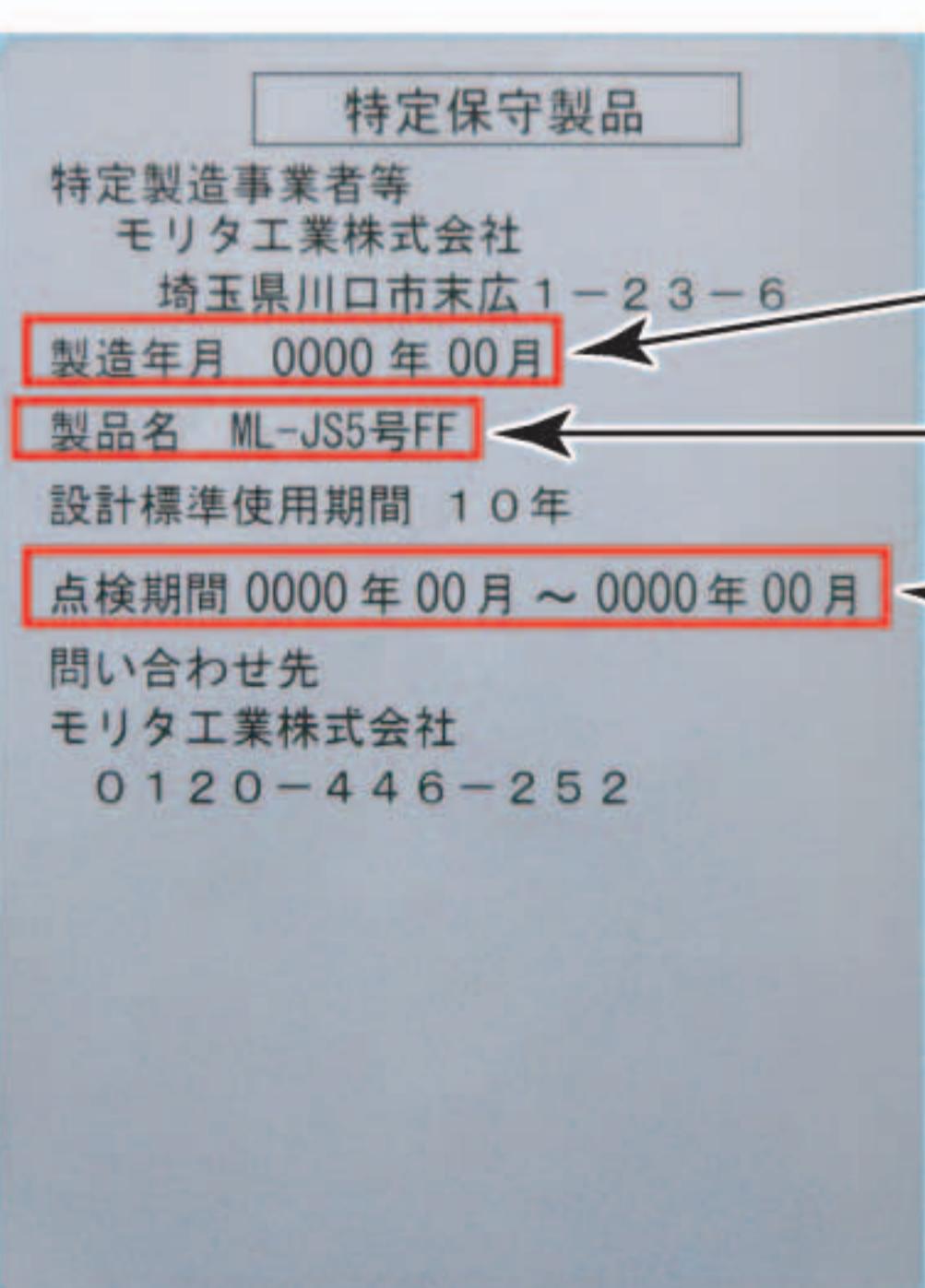
屋内式ガス瞬間湯沸器

ML-JS5号FF 機器外観



製品名及び製造年月の表示があります

## 2. ご使用製品の確認方法

	製品名・製造年月	法定点検期間
屋内式ガスふろがま	<p><b>AIS-FF-II</b></p>  <p>製品名 AIS-FF-II</p> <p>製造番号 00-00-00000</p> <p>□□・□□ 年 月</p>	 <p>特定保守製品 モリタ工業株式会社 埼玉県川口市末広 1-23-6 製造年月 0000年00月 製品名 AIS-FF-K 設計標準使用期間 10年 点検期間 0000年00月～0000年00月 問い合わせ先 モリタ工業株式会社 0120-446-252</p> <p>製造年月 製品名 点検期間</p>
	<p><b>KDM-FF, KDM-FF-II</b></p>  <p>製品名 KDM-FF</p> <p>製造番号 00-00-00000</p> <p>□□・□□ 年 月</p>	 <p>特定保守製品 モリタ工業株式会社 埼玉県川口市末広 1-23-6 製造年月 0000年00月 製品名 KDM-FF 設計標準使用期間 10年 点検期間 0000年00月～0000年00月 問い合わせ先 モリタ工業株式会社 0120-446-252</p> <p>製造年月 製品名 点検期間</p>
屋内式ガス瞬間湯沸器	<p><b>ML-JS5号FF</b></p>  <p>製品名 ML-JS5号FF</p> <p>製造番号 00-00-00000</p> <p>□□・□□ 年 月</p>	 <p>特定保守製品 モリタ工業株式会社 埼玉県川口市末広 1-23-6 製造年月 0000年00月 製品名 ML-JS5号FF 設計標準使用期間 10年 点検期間 0000年00月～0000年00月 問い合わせ先 モリタ工業株式会社 0120-446-252</p> <p>製造年月 製品名 点検期間</p>

### 3. ご使用製品の法定点検料金

点検料金は、お客様にご負担いただきます。また、点検の結果、整備必要となつた場合は、別途整備料金（有料）が発生いたします。

点検料金は技術料、出張料などを合計した金額となります。なお、点検料金については、モリタ工業株式会社 サービス課 にご連絡ください。

### 4. 法定点検の内容・訪問日時

特定保守製品は、経年劣化による重大な事故を防止するため、製品ごとに設定された点検期間中に点検基準に従って実施する有料の法定点検です。

点検基準とは消安法省令に定められており、製品区分ごとに点検項目、点検内容が定められています。

点検を行いましたら、点検結果表にて点検結果をお知らせします。

点検の結果、不適合となった場合には可能な限りの選択肢をお知らせします。この場合、整備（修理を含む）を行って使用を継続するかどうかはお客様の判断となります。

点検作業は、原則として平日9:00～17:00（日、祝日を除く）とします。夜間の点検作業は17:00～19:00とします。

### 5. 法定点検に関するお問合せ先

モリタ工業株式会社 サービス課

電話料金無料 **0120-446-252**  
受付時間 8:30～17:00

\*日・祝日、夏期休暇、年末年始は休業とさせていただきます。

### 6. 点検までの流れ

#### ① 点検制度の説明

施工業者から点検制度についての説明がございます。

#### ② 登録

製品に同梱されている所有者票（返信はがき）に必要事項をご記入いただき、ご返送をお願いします。

到着したはがきの内容を登録させていただきます。

#### ③ 通知

点検時期（製造後8.5年～9年の間）が近づきましたらモリタ工業株式会社より点検通知をお送りします。

**④ 申し込み**

点検通知が届きましたらモリタ工業株式会社へご連絡いただき、点検をお申込みください。

**⑤ 点検**

製造後9年～11年の間に点検を実施いたします。

## 7. 設計標準使用期間について

当社製品は、設計標準使用期間（※1）を10年と算定しており、適切な点検をすることなく、この期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

**※1** 設計標準使用期間とは、標準的な使用条件の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品毎に設定されるものです（消安法第32条の3）。

「無料修理保証期間」とは異なるのでご注意ください。

（無料修理保証期間は取扱説明書の保証書を参照願います）

### 設計標準使用期間の算定の根拠

当社製品の設計標準使用期間は、次のように設定しています。

**① 始期・・・製造年月**

**② 終期・・・JIS S2071及びJGKAS C301の「標準使用条件」に基づいて想定した以下の使用条件にて、当社において耐久試験等を行い、その結果算出された数値等に基づいて、「経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないと」を確認した時期。**

標準使用条件（給湯部分）			
項目	条件		
1. 家族構成	4人世帯	4人世帯	4人世帯
2. 用途	台所	シャワー・湯はり	洗面・シャワー・湯はり
3. 季節	中間期（春・秋）	中間期（春・秋）	中間期（春・秋）
4. 気温・湿度	20°C・65%	20°C・65%	20°C・65%
5. 電源電圧・周波数	AC100V・50/60Hz	AC100V・50/60Hz	AC100V・50/60Hz
6. 給水温度	15°C	15°C	15°C
7. 出湯温度	40°C	40°C	40°C
8. 1日使用量	99リットル	320リットル	357リットル
9. 1日使用時間	20分	30分	40分
10. 1年使用日数	365日	365日	365日

標準使用条件（ふろ部分）	
項目	条件
1. 家族構成	4人世帯
2. 用途	沸き上げ・追だき
3. 季節	中間期（春・秋）
4. 気温・湿度	20°C・65%
5. 電源電圧・周波数	AC100V・50/60Hz
6. 給水温度	15°C
7. ふろ温度	40°C
8. 沸き上げ回数	1回/日
9. 追だき回数	2回/日
10. 浴槽水量	180リットル
11. 1年使用日数	365日

## 8. 部品の保有期間について

整備用部品とは、法定点検の結果点検基準の不備が認められた場合に、安全性を確保（回復）させるために必要な部品であり、補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）とは異なります。

- ① 点火・消火装置に関する部品：製造打切後11年  
点火プラグ・イグナイター・フレームロッド
- ② 安全装置に関する部品：製造打切後11年  
ハイリミットスイッチ・温度ヒューズ
- ③ 水・湯・ガス通路に関する部品：製造打切後11年  
サーミスタ・パッキン・Oリング

※ この製品の補修用性能部品の保有期間は、取扱説明書をご覧ください。

## 9. 点検を実施できない場合

- ① 点検料金をお支払いいただけない場合  
(製品が構造上確認できない箇所に設置されている場合に、所有者様の求めに応じて点検を行う際の特別費用を含みます)
- ② 点検後の製品保証を支払い条件として求める場合等。

## 10. 免責事項

- ① 当社製品は一般家庭用です。業務用に用いる場合、業務用仕様製品があればそちらを購入してください。業務用（喫茶店、理美容店、飲食店、事務所等）で使用された場合は、表示された設計標準使用期間よりかなり短くなり、点検期間も前倒しになります。業務用で使用する場合の設計標準使用期間、点検期間等は、モリタ工業株式会社サービス課へお問合せください。
- ② 点検結果は点検の実施時点のものであり、継続的な性能維持や故障予防は保証出来ません。
- ③ 機器の設置条件等により点検項目で実施出来ない場合がございます。
- ④ 点検の結果により修理が必要となった場合、安全のため、修理が完了するまでの間は原則、使用中止とさせていただきます。
- ⑤ 修理に要する部品の保有期間（原則として製造中止後11年）を過ぎ、交換部品が入手不可能な場合には修理対応は不可となります。
- ⑥ お客様、または第三者による故意、過失または不当な取扱いにより生じた故障は保証出来ません。
- ⑦ お客様による改造、指定品以外の部品を使用して生じた故障は保証出来ません。
- ⑧ お客様による機器の移設により生じた故障は保証出来ません。
- ⑨ 異常電圧、天災地変等、不可抗力により生じた故障は保証出来ません。
- ⑩ 特定製造事業者等以外又は特定製造事業者等が委託した点検事業者以外が点検を行なった場合、その点検作業に起因し生じた故障は保証出来ません。

## 11. よくある質問事項

**Q1**

特定保守製品として指定されている製品とはなんですか。

**A**

1. 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス／プロパンガス用）
2. 屋内式ガスふろかま（都市ガス／プロパンガス用）
3. 石油給湯器、 4. 石油ふろかま、 5. 密閉燃焼式石油温風暖房機
6. ビルトイン式電気食器洗器、 7. 浴室用電気乾燥機 の9品目です。

**Q2**

特定保守製品の対象になった理由とはなんですか。

**A**

経年劣化による事故発生率についての調査結果を踏まえた上で、社会的に許容しがたい程度の経年劣化による重大品事故発生率 1 ppm と設定し、それ以上の重大製品事故発生率を有するものであって、経年劣化により安全上支障が生ずる恐れがあるものを特定保守製品として指定されました。

\* ppm : 物質の量を表す単位（1／1万パーセント）

**Q3**

設計標準使用期間とはなんですか。

**A**

標準的な使用条件のもとで使用した場合に、安全上支障がなく使用することができる期間として設計上設定される期間です。

**Q4**

設計標準使用期間中は、保障してもらえますか。

**A**

経年劣化による事故を防止するために表示しているもので、保障するものではありません。

メーカーによる無償保障期間は1年間であり、無償保障期間と設計標準期間とは異なります。

**Q5**

設計標準使用期間の設定の基準とはなんですか。

**A**

製品製造年月を始まりとして、日本工業標準規格（J I S S 2071）と日本ガス石油機器工業会（J G K A S C 301）の標準使用条件に基づいて想定した使用条件で、加速試験、耐久試験を行い、その結果、算出された数値に基づいて経年劣化により安全上支障がなく使用することができるなどを確認した時期を終期とした期間を設定しています。

**Q6**

長期使用製品安全点検制度が施行される以前に製造された製品についてはどうなりますか。

**A**

すでに取り付けの製品につきましては、所有者登録をしていただく必要はありません。

点検を希望される場合は、経年劣化による事故防止のため所有者のご依頼で法定点検に順ずる点検「あんしん点検」をいたします。

## 4 所有者登録について

製品に同梱されている所有者票（返信はがき）に必要事項をご記入いただき、ご返送をお願いします。

到着したはがきの内容を登録させていただきます。

## 5 所有者情報の保護について

所有者登録いただいた情報は消安法・個人情報保護法および当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、リコール等製品安全に関する重要なお知らせや点検の通知、適切な保守、点検の実施以外には使用いたしません。

## 6 制度に関する義務・責務について

### 所有者（製品ご購入者）

#### 1. 特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務

特定保守製品には、お客様の情報をお知らせいただくための所有者票（登録用返信はがき）が同梱されています。ご購入されたお客様は、所有者情報を所有者票に記載し、所有者登録をしていただく必要があります。

#### 2. 特定保守製品の点検等の保守の義務

特定保守製品の所有者は、経年劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等その保守に努めるべき責務が課せられています。

### 特定製造事業者等（モリタ工業株式会社）

#### 1. 経済産業省への事業の届出義務

#### 2. 設計標準使用期間および点検期間の設定義務

#### 3. 製品への表示義務

① 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所

② 製造年月

③ 設計標準使用期間

④ 点検期間の始期及び終期

⑤ 点検その他の保守に関する問い合わせを受けるための連絡先

⑥ 製造番号などの特定保守製品を特定するに足りる事項

#### 4. 製品への書面及び所有者票の添付義務

#### 5. 製品の所有者情報の管理義務

#### 6. 保守点検等のサポート体制の整備義務

#### 7. 点検通知義務及び点検実施義務

## 特定保守製品取引事業者（販売事業者、不動産販売事業者、建物建築請負事業者）

### 1. 所有者への引渡し時の説明義務

点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性を製品の所有者に説明しなければなりません。

製品に同梱されている所有者票を所有者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明してください。

### 2. 所有者情報を特定製造事業者等への提供する協力責務

製品の所有者から所有者登録のための、所有者情報の提供を受けた場合には、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければなりません。

## 関連事業者（不動産仲介事業者、設置・修理事業者、ガス・石油・電気供給事業者）

### 1. 所有者情報提供推奨の責務

#### ○ 特定保守製品の設置事業者・修理事業者

所有者情報の提出や変更のお知らせをしているか否かを確認し、されていないようであれば、情報提供や変更を推奨することが求められています。

#### ○ 不動産取引仲介事業者

建物の設備票に、特定保守製品に関する記載を設けて設備表の脚注などに所有者情報の提供や変更をする事が必要であること、点検が必要であること等、買主に情報を円滑に伝わるよう努める事が求められています。

#### ○ 都市ガス・LPGガス・石油及び電気の供給事業者（保安点検・調査を保安機関に委託する場合の保安機関を含む）

特定保守製品が設置されている場合には、所有者情報の提供や変更が必要であること等を交付書面に記載したり需要家との対面の機会に周知することが求められています。

## 7

## 長期使用製品安全表示制度について

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されました。この改正省令において、経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、その残存台数が多く、長期間使用されることが多いために、経年劣化による重大事故が一定程度発生している製品について、経年劣化によるリスクの注意喚起を行う表示が義務化されました。

長期使用製品安全表示制度についての詳細は経済産業省のホームページをご確認ください。

# あんしん点検（任意）

## 1 あんしん点検とは

ご利用いただいている製品は、長期間ご使用いただくと経年劣化により安全上支障が生じるおそれがあります。

継続して安全にご使用いただくため、あんしん点検（有料、任意）を受けることをお勧めします。

## 2 あんしん点検について

### 1. 対象製品一覧

屋外式ガスふろ給湯器	ML-C1600AW-ST ML-C1600SAW-ST	ML-1602AW-S ML-1602SAW-S ML-1602AW-ST ML-1602SAW-ST	ML-1602AW ML-1602SAW ML-1602AW-T ML-1602SAW-T
			
製品名及び製造年月の表示があります			
	ML-C1600HS ML-C1600HL ML-C1600HC	ML-1601HS ML-1601HL ML-801HS	 
製品名及び製造年月の表示があります			

## 2. あんしん点検の流れ

---

### ① 点検の申し込み

あんしん点検をご希望されるお客様はモリタ工業サービス課までご連絡してください。

### ② 訪問日時の打合せ

申し込み後、点検担当員より訪問日時のご連絡をさせていただきます。

### ③ 点検

設置状況、変色、各部の漏れ、動作確認、性能確認等をチェックします。

### ④ 結果報告

あんしん点検終了後、現時点での診断結果をご説明させていただきます。

あんしん点検の結果、修理が必要と判断された場合は修理（有料）のご相談をさせていただきます。

また、点検した機器の劣化状態や補修用部品の保有年数によっては買替えをご提案する場合もございます。

## 3. 設計上の標準使用期間について

---

当社製品は、設計上の標準使用期間を10年と算定しております。

設計上の標準使用期間とは、標準的な使用条件の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品毎に設定されるものです。

「無料修理保障期間」とは異なるのでご注意ください。

（無料修理保障期間は取扱説明書の保証書を参照願います）

### 設計上の標準使用期間の算定の根拠

当社製品の設計上の標準使用期間は、次のように設定しています。

#### ① 始期・・・製造年月

② 終期・・・JIS S2071 及び JIS S2072 の「標準使用条件」に基づいて想定した以下の使用条件にて、当社において耐久試験等を行い、その結果算出された数値等に基づいて、「経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないと」を確認した時期。

標準使用条件(給湯部分)		標準使用条件(ふろ部分)	
項目	条件	項目	条件
1. 家族構成	4人世帯	1. 家族構成	4人世帯
2. 用途	台所・洗面 シャワー・湯はり	2. 用途	沸かし直し・追だき
3. 季節	中間期(春・秋)	3. 季節	中間期(春・秋)
4. 気温・湿度	20°C・65%	4. 気温・湿度	20°C・65%
5. 電源電圧・周波数	AC100V・50/60Hz	5. 電源電圧・周波数	AC100V・50/60Hz
6. 給水温度	15°C	6. 給水温度	15°C
7. 出湯温度	40°C	7. ふろ温度	40°C
8. 1日使用量	456リットル	8. 沸かし直し回数	1回/週
9. 1日使用時間	60分	9. 追だき回数	5回/日
10. 1年使用日数	365日	10. 浴槽水量	180リットル
		11. 1年使用日数	365日

## 4. あんしん点検の料金

あんしん点検料金は、お客様にご負担いただきます。また、点検の結果、整備必要となった場合は、別途整備料金（有料）が発生いたします。  
 点検料金は技術料、出張料などを合計した金額となります。  
 なお、点検料金については、モリタ工業サービス課にお問い合わせください。

## 5. あんしん点検に関するお問合せ先

モリタ工業株式会社 サービス課

電話料金無料 **0120-446-252**  
 受付時間 8:30~17:00

\*日・祝日、夏期休暇、年末年始は休業とさせていただきます。

## 6. 免責事項

---

- ① あんしん点検は、点検実施時点の機器の安全を確認するものであり、継続的な性能維持や故障予防を保証するものではありません。
- ② 点検完了後の不具合については、因果関係が明確でない場合は保証いたしかねます。
- ③ 点検の結果により修理が必要となった場合、安全のため、修理が完了するまでの間は原則、使用中止とさせていただきます。
- ④ 修理に要する部品の保有期間を過ぎた場合、修理対応ができないことがあります。
- ⑤ 有償の整備、修理、機器の設置改善、機器の交換（買替え）につきましては、総合判定を点検員から十分にお聞きいただきまして、お客様が判断していくことになります。

**モリタ工業株式会社**

〒332-0006 埼玉県川口市末広1-23-6

☎ (048) 225-2481代